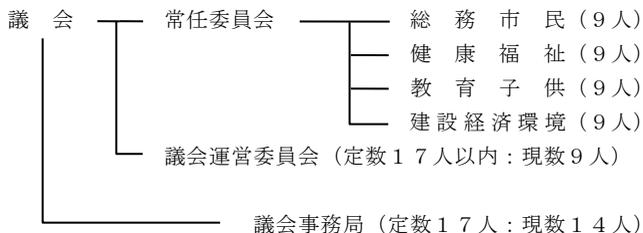


第 2 編 議 会

1 構成

(1) 組織（令和6年9月6日現在）



(2) 議員数（令和6年9月6日現在）

条例定数 36人

現員数 36人

(3) 歴代正副議長

議長		副議長	
氏名	在職期間	氏名	在職期間
久田 克位	S29. 9. 1～S29. 10. 4	山中 貞良	S29. 9. 1～S30. 8. 31
小川 喜助	S29. 10. 15～S30. 8. 31		
小川 雄市	S30. 9. 15～S31. 9. 14	袴田 茂作	S30. 9. 15～S31. 9. 14
小川 雄市	S31. 9. 14～S32. 9. 16	染谷 忠次	S31. 9. 14～S32. 9. 12
小川 雄市	S32. 9. 16～S33. 10. 14	松崎 良太郎	S32. 9. 18～S33. 10. 14
松崎 良太郎	S33. 10. 14～S33. 11. 19	藤井 惣司	S33. 10. 14～S33. 12. 15
藤井 惣司	S33. 12. 15～S34. 8. 31	山澤 諒太郎	S33. 12. 15～S34. 8. 31
山澤 諒太郎	S34. 9. 16～S35. 9. 22	増田 保	S34. 9. 16～S35. 9. 22
増田 保	S35. 9. 22～S36. 9. 21	島根 正三	S35. 9. 22～S36. 9. 21
山澤 諒太郎	S36. 9. 21～S36. 11. 10	中島 保	S36. 9. 21～S37. 9. 18
藤井 惣司	S36. 11. 15～S37. 9. 18		
藤井 惣司	S37. 9. 18～S38. 5. 31	小溝 浅一	S37. 9. 18～S38. 8. 31
島根 正三	S38. 5. 31～S38. 8. 31		
藤井 惣司	S38. 9. 16～S39. 9. 21	山澤 諒太郎	S38. 9. 16～S39. 9. 21
山澤 諒太郎	S39. 9. 21～S40. 9. 20	田中 朝吉	S39. 9. 21～S40. 9. 21
山澤 諒太郎	S40. 9. 20～S41. 9. 19	豊島 陽風	S40. 9. 21～S41. 9. 19
中島 保	S41. 9. 19～S42. 8. 31	高橋 一成	S41. 9. 19～S42. 8. 31
高橋 一成	S42. 9. 14～S43. 9. 16	山川 熊吉	S42. 9. 14～S43. 9. 16
高橋 一成	S43. 9. 16～S44. 9. 16	山川 熊吉	S43. 9. 16～S44. 9. 16
山川 熊吉	S44. 9. 16～S45. 9. 7	鈴木 三郎	S44. 9. 16～S45. 9. 7
高橋 一成	S45. 9. 7～S46. 8. 31	鈴木 三郎	S45. 9. 7～S46. 8. 31
高橋 一成	S46. 9. 14～S47. 9. 13	根本 三郎	S46. 9. 14～S47. 9. 13
鈴木 三郎	S47. 9. 13～S48. 9. 11	鈴木 雅晶	S47. 9. 13～S48. 9. 11

鈴木三郎	S48. 9.11~S49. 9. 6	渡辺三城	S48. 9.11~S49. 9. 6
鈴木三郎	S49. 9. 6~S50. 8.31	渡辺三城	S49. 9. 6~S50. 8.31
根本三郎	S50. 9.12~S51. 9. 8	平久正栄	S50. 9.12~S51. 9. 8
根本三郎	S51. 9. 8~S52. 9.12	平久正栄	S51. 9. 8~S52. 9.12
根本三郎	S52. 9.12~S53. 3.14	長谷川進	S52. 9.12~S53. 9. 4
伊藤鎌吉	S53. 3.14~S53. 9. 4		
伊藤鎌吉	S53. 9. 4~S54. 8.31	石橋剛	S53. 9. 4~S54. 8.31
平久正栄	S54. 9.14~S55. 9.16	伊藤武	S54. 9.14~S55. 9.16
平久正栄	S55. 9.16~S56. 9.17	伊藤武	S55. 9.16~S56. 9.17
伊藤武	S56. 9.17~S57. 9. 8	保田広治	S56. 9.17~S57. 9. 8
伊藤武	S57. 9. 8~S58. 8.31	小谷昇	S57. 9. 8~S58. 8.31
藪崎健蔵	S58. 9.16~S59. 9. 7	永井康雄	S58. 9.16~S59. 9. 7
保田広治	S59. 9. 7~S60. 9.11	千葉清志	S59. 9. 7~S60. 9.11
長谷川進	S60. 9.11~S61. 9. 5	成島稔	S60. 9.11~S61. 9. 5
直井仁	S61. 9. 5~S62. 3.25	小川富蔵	S61. 9. 5~S62. 6.20
長谷川進	S62. 3.25~S62. 8.31		
永井康雄	S62. 9.11~S63. 9. 2	池田昌	S62. 9.11~S63. 9. 2
千葉清志	S63. 9. 2~H 1. 9. 1	兼子喜代松	S63. 9. 2~H 1. 9. 1
伊藤武	H 1. 9. 1~H 2. 9. 7	宮崎勝義	H 1. 9. 1~H 2. 9. 7
成島稔	H 2. 9. 7~H 3. 8.31	海老原昭夫	H 2. 9. 7~H 3. 8.31
高頭宏信	H 3. 9. 9~H 4. 9. 4	小橋迪夫	H 3. 9. 9~H 4. 9. 4
海老原昭夫	H 4. 9. 4~H 5. 9. 3	程田晴太郎	H 4. 9. 4~H 5. 9. 3
永井康雄	H 5. 9. 3~H 6. 9. 2	佐藤勝次郎	H 5. 9. 3~H 6. 9. 2
千葉清志	H 6. 9. 2~H 7. 8.31	坂巻重男	H 6. 9. 2~H 7. 8.31
坂巻重男	H 7. 9. 8~H 8. 9. 6	日暮栄治	H 7. 9. 8~H 8. 9. 6
山中一男	H 8. 9. 6~H 9. 9. 5	溜川良次	H 8. 9. 6~H 9. 9. 5
坂巻重男	H 9. 9. 5~H10. 9. 4	小川達夫	H 9. 9. 5~H10. 9. 4
野口英雄	H10. 9. 4~H11. 8.31	青柳直樹	H10. 9. 4~H11. 8.31
山中一男	H11. 9. 9~H12. 9. 1	西富啓一	H11. 9. 9~H12. 9. 1
溜川良次	H12. 9. 1~H13. 8.31	野村洋子	H12. 9. 1~H13. 8.31
池田昌	H13. 8.31~H14. 8.30	成島孝	H13. 8.31~H14. 8.30
西富啓一	H14. 8.30~H15. 8.31	山田一一	H14. 8.30~H15. 8.31
成島孝	H15. 9. 8~H16. 9. 3	山沢啓伸	H15. 9. 8~H16. 9. 3
青柳直樹	H16. 9. 3~H17. 9. 2	上橋泉	H16. 9. 3~H17. 9. 2
山田一一	H17. 9. 2~H18. 9. 1	海老原久恵	H17. 9. 2~H18. 9. 1
山沢啓伸	H18. 9. 1~H19. 8.31	塚田裕也	H18. 9. 1~H19. 8.31
日暮栄治	H19. 9.10~H20. 9. 5	田中晋	H19. 9.10~H20. 9. 5
海老原久恵	H20. 9. 5~H21. 9. 4	高城幸治	H20. 9. 5~H21. 9. 4

成島 孝	H21. 9. 4～H22. 9. 3	林 伸 司	H21. 9. 4～H22. 9. 3
山田 一 一	H22. 9. 3～H23. 8. 31	山内 弘 一	H22. 9. 3～H23. 8. 31
古川 隆 史	H23. 9. 9～H24. 9. 7	橋口 幸 生	H23. 9. 9～H24. 9. 7
山内 弘 一	H24. 9. 7～H25. 9. 6	小泉 文 子	H24. 9. 7～H25. 9. 6
田中 晋	H25. 9. 6～H26. 9. 5	小島 晃 治	H25. 9. 6～H26. 9. 5
日暮 栄 治	H26. 9. 5～H27. 8. 31	中村 昌 治	H26. 9. 5～H27. 8. 31
古川 隆 史	H27. 9. 9～H28. 9. 2	塚本 竜太郎	H27. 9. 9～H28. 9. 2
山内 弘 一	H28. 9. 2～H29. 9. 1	永野 正 敏	H28. 9. 2～H29. 9. 1
小泉 文 子	H29. 9. 1～H30. 9. 7	石井 昭 一	H29. 9. 1～H30. 9. 7
山中 一 男	H30. 9. 7～R 1. 8. 31	助川 忠 弘	H30. 9. 7～R 1. 8. 31
石井 昭 一	R 1. 9. 9～R 2. 9. 4	中島 俊	R 1. 9. 9～R 2. 9. 4
助川 忠 弘	R 2. 9. 4～R 3. 9. 3	円谷 憲 人	R 2. 9. 4～R 3. 9. 3
田中 晋	R 3. 9. 3～R 4. 9. 2	後藤 浩一郎	R 3. 9. 3～R 4. 9. 2
円谷 憲 人	R 4. 9. 2～R 5. 8. 31	岡田 智 佳	R 4. 9. 2～R 5. 8. 31
円谷 憲 人	R 5. 9. 8～R 6. 9. 6	松本 寛 道	R 5. 9. 8～R 6. 9. 6
助川 忠 弘	R 6. 9. 6～ 現 在	佐藤 浩	R 6. 9. 6～ 現 在

(4) 議員名簿（会派・常任委員会別名簿）（令和6年9月6日現在）

会派名	総務市民	健康福祉	教育子供	建設経済環境
柏清風	福元 愛一 山田 一 一	後藤 浩一郎 桜田 慎太郎 ◎古川 隆史 渡邊 晋宏	○阿比留 義顯 円谷 憲人 村越 誠	坂巻 重男 佐藤 浩弘 助川 忠弘
公明党	◎小川 百合子 塚本 竜太郎	田中 晋	◎中島 俊 林 伸司	◎小松 幸子 橋口 幸生
日本共産党	矢澤 英雄 渡部 和子	武藤 美津江	平野 光一	田口 康博
みらい民主 かしわ	永山 智仁	伊藤 誠	鈴木 清丞	○岡田 智佳
市民サイド	若狭 朋広	○林 紗絵子		松本 寛道
柏エナジー		北村 和之		上橋 しほと
無所属	○内田 博紀		渡辺 裕二 末永康文	

※◎は委員長，○は副委員長

(5) 年齢別議員数（令和6年9月6日現在）

年齢(歳)	25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	計
人数(人)	0	2	9	10	11	4	36

※平均年齢は、56.3歳

(6) 当選回数別議員数（令和6年9月6日現在）

当選回数 (回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
人数(人)	7	6	5	3	4	4	3	1	2	1	36

(7) 議員一覧 (令和6年9月6日現在)

氏名	生年月日	年齢	常任委員会	所属党派	当選回数
阿比留 義 顯	S31. 9. 5	68	教 育 子 供	柏 清 風	3
伊 藤 誠	S51. 6. 25	48	健 康 福 祉	みらい民かいわ	1
内 田 博 紀	S46. 4. 27	53	総 務 市 民	無 所 属	4
岡 田 智 佳	S45. 2. 26	54	建設経済環境	みらい民かいわ	3
小 川 百合子	S45.11.28	53	総 務 市 民	公 明 党	2
上 橋 しほと	S59. 3. 13	40	建設経済環境	柏エナジー	1
北 村 和 之	S56. 9. 16	42	健 康 福 祉	柏エナジー	3
後 藤 浩一郎	S49. 7. 29	50	健 康 福 祉	柏 清 風	4
小 松 幸 子	S35. 5. 16	64	建設経済環境	公 明 党	5
坂 卷 重 男	S23.12. 5	75	建設経済環境	柏 清 風	10
桜 田 慎太郎	S52. 7. 25	47	健 康 福 祉	柏 清 風	2
佐 藤 浩	S40. 7. 29	59	建設経済環境	柏 清 風	2
末 永 康 文	S25. 5. 1	74	教 育 子 供	無 所 属	9
助 川 忠 弘	S49.11.13	49	建設経済環境	柏 清 風	5
鈴 木 清 丞	S33.12.31	65	教 育 子 供	みらい民かいわ	2
田 口 康 博	S42. 6. 23	57	建設経済環境	日本共産党	1
田 中 晋	S35. 3. 26	64	健 康 福 祉	公 明 党	7
塚 本 竜太郎	S45. 9. 7	53	総 務 市 民	公 明 党	5
円 谷 憲 人	S56. 6. 22	43	教 育 子 供	柏 清 風	4
中 島 俊	S39. 7. 19	60	教 育 子 供	公 明 党	6
永 山 智 仁	H 3. 7. 8	33	総 務 市 民	みらい民かいわ	1
橋 口 幸 生	S38. 5. 18	61	建設経済環境	公 明 党	6
林 紗絵子	S56. 2. 28	43	健 康 福 祉	市民サイド	3
林 伸 司	S36.10.17	62	教 育 子 供	公 明 党	7
平 野 光 一	S31.11.12	67	教 育 子 供	日本共産党	6
福 元 愛	S49. 5. 2	50	総 務 市 民	柏 清 風	2
古 川 隆 史	S43. 4. 26	56	健 康 福 祉	柏 清 風	7
松 本 寛 道	S52. 6. 18	47	建設経済環境	市民サイド	6
武 藤 美津江	S30.12.29	68	健 康 福 祉	日本共産党	5
村 越 誠	S35. 9. 21	64	教 育 子 供	柏 清 風	2
矢 澤 英 雄	S25. 2. 16	74	総 務 市 民	日本共産党	3
山 田 一 一	S20.11.20	78	総 務 市 民	柏 清 風	9
若 狭 朋 広	S48. 5. 12	51	総 務 市 民	市民サイド	1
渡 邊 晋 宏	S60. 9. 10	38	健 康 福 祉	柏 清 風	1
渡 辺 裕 二	S49.10.12	49	教 育 子 供	無 所 属	1
渡 部 和 子	S30. 1. 5	69	総 務 市 民	日本共産党	8

(8) 常任委員会

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
総務市民委員会	9	危機管理部・総務部・企画部・財政部・広報部・市民生活部・会計課・消防・選挙管理委員会・監査委員の所管に属する事項, 他の委員会の所管に属しない事項
健康福祉委員会	9	健康医療部・福祉部の所管に属する事項
教育子供委員会	9	こども部・教育委員会の所管に属する事項
建設経済環境委員会	9	環境部・経済産業部・都市部・土木部・農業委員会・上下水道局の所管に属する事項

(9) 議会運営委員会

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
議会運営委員会	17人以内	議会の運営に関する事項, 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項, 議長の諮問に関する事項

(10) 任意の委員会 (自治法上の「協議等の場」に位置づけ)

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
議会広報委員会	10	議会報, 議会ホームページ等による, 議会の広報に関する事務

2 議会活動

(1) 本会議開催状況 (令和5年)

議会	会 期	会期日数 (日)	本 会 議 日数(日)	議案数 (件)	本会議時間	傍聴者数 (人)
3 月 定例会	2月24日～ 3月20日	25	10	33	29時間55分	146
6 月 定例会	6月2日～ 6月21日	20	8	13	22時間49分	173
9 月 定例会	9月8日～ 10月6日	29	9	47	26時間7分	145
1 2月 定例会	11月24日～ 12月13日	20	8	25	27時間6分	112
計	—	94	35	118	105時間57分	576

(2) 委員会開催状況（令和5年）

委員会	開催日数(日)			開催時間
	会期中	閉会中	計	
(総務委員会) 総務市民委員会	6	0	6	13時間48分
(市民環境委員会) 健康福祉委員会	6	0	6	14時間15分
(教育民生委員会) 教育子供委員会	6	0	6	20時間2分
(建設経済委員会) 建設経済環境委員会	6	1	7	12時間35分
決算審査特別委員会	0	0	0	0時間0分
議会運営委員会	11	8	19	9時間23分
計	35	9	44	70時間3分

※（）内は令和4年度までの委員会の名称

※令和5年は決算審査特別委員会は設置せず、常任委員会の中で審査

(3) 議決件数状況（令和5年）

議会	市長提出案件 (件)					議員・委員会提出 案件 (件)				議決結果 (件)								
	条 例	予 算 ・ 決 算	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	意 見 書 ・ 決 議	そ の 他	計	原 案 可 決	原 案 同 意	原 案 否 決	継 続 審 査	原 案 承 認	原 案 認 定	原 案 可 決 認 定	異 議 な し	計
3月 (定)	7	17	0	5	29	2	2	0	4	31	0	0	0	0	0	0	2	33
6月 (定)	3	2	2	2	9	2	2	0	4	12	0	0	0	2	0	0	0	14
9月 (定)	5	18	0	20	43	0	4	0	4	25	3	0	0	0	9	3	7	47
12月 (定)	7	8	0	8	23	0	2	0	2	24	1	0	0	0	0	0	0	25
計	22	45	2	35	104	4	10	0	14	92	4	0	0	2	9	3	9	118

(4) 請願・陳情処理状況（令和5年）

区 分	受理件数 (件)	委員会付託(件)					結 果(件)					
		総務 (市民課 戸)	健康 福祉 (民生)	教育 子供 (建設 経済)	建設 経済 環境	議 会 運 営	採 択	不 採 択	継 続 審 査	取 下 げ	そ の 他	
3月 (定)	請願	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6月 (定)	請願	2	2	4	0	1	1	1	7	0	0	0
9月 (定)	請願	5	2	4	3	0	0	6	2	1	0	0
12月 (定)	請願	3	0	5	11	0	0	6	10	0	0	0
計	請願	11	4	14	14	1	1	13	21	1	0	0
	陳情	6										

※（ ）内は令和4年度までの委員会の名称

※委員会付託及び結果の件数は主旨の件数であり，受理件数とは一致しない

(5) 意見書及び決議（令和5年9月定例会以降）

件 名	議決日
教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改定を求める意見書	R 5.10. 2
令和6年度教育予算拡充に関する意見書	R 5.10. 2
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	R 5.10. 2
介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書	R 5.12.13
認知症との共生社会の実現を求める意見書	R 5.12.13

3 情報公開・個人情報保護

(1) 柏市議会の個人情報保護制度について

柏市議会では、令和5年4月1日に施行された「柏市議会個人情報保護条例」によって、個人の権利利益の保護等が図られている。このことについては、令和3年5月にデジタル社会形成整備法が成立したことにより個人情報保護法の見直しが行われ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が統合された。新しい個人情報保護法では地方公共団体に統一的なルールが適用される一方で、地方議会については法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっておらず、議会独自の条例制定が必要となったもの。また、当該条例を施行するために必要な事項については「柏市議会個人情報保護条例施行規程」を制定し、これらの規定を遵守することで個人の権利利益の保護等を図ることとしている。

(2) 柏市議会個人情報保護条例の趣旨等

ア 目的 柏市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

イ 内容 個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求の手續、費用負担、利用停止、審議会への諮問など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 令和5年3月27日

(イ) 施行年月日 令和5年4月1日

(3) 保有個人情報の開示

ア 個人情報の定義 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 保有個人情報の定義 「保有個人情報」とは議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限る。

ウ 特定個人情報の定義 「特定個人情報」とは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

エ 開示請求権者 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて開示の請求をすることができる。

オ 請求手續 開示請求は、開示請求書を議長に提出してしなければならない。

カ 開示請求に対する決定等

(ア) 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内に行なければならない。

(イ) 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、又は利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が

行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときにおける当該利用目的については、この限りでない。

- (ウ) 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (エ) 議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- (オ) 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

キ 不開示情報

- (ア) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - a 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - b 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - c 公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (ウ) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - a 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - b 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (エ) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は

相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(オ) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

- a 議長が開示決定等をする場合において，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- b 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
- c 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- d 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- e 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- f 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

※ 開示請求に対し，当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，議長は，当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる

ク 開示の実施の方法

- (ア) 文書又は図画については，閲覧又は写しの交付により行う。
- (イ) 電磁的記録については，議長が定める方法により行う。

ケ 費用負担

- (ア) 開示請求に係る手数料は，徴収しない。
- (イ) 文書又は図画の写しの交付を受ける者は，議長が定める額（A 3判以内1枚白黒10円，カラー20円など）の当該写しの交付に要する費用を負担。
- (ウ) 電磁的記録の開示を受ける者は，当該電磁的記録の種別に応じ，議長が定める開示の実施の方法ごとに議長が定める額（CD-R等に複写したものの交付は実費に相当する額）の当該開示の実施に要する費用を負担。

コ 訂正請求権

- (ア) 何人も，自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは，この条例の定めるところにより，議長に対し，当該保有個人情報の訂正を請求することができる。ただし，当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは，この限りでない。

(イ) 代理人は、本人に代わって訂正の請求をすることができる。

サ 利用停止請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報に柏市議会個人情報保護条例に反した保有・収集・利用・提供をされたと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、利用の停止又は消去、情報の提供の停止を請求することができる。

(イ) 代理人は、本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

シ 審査請求があった場合の手続

(ア) 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例に諮問しなければならない。

ア 審査請求が不適法であり、却下する場合。

イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。

ロ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。

ハ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合。

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(4) 個人情報の保護に関する法律に係る罰則

ア 職員若しくは職員であった者、若しくは委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 職員若しくは職員であった者、若しくは委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ウ 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

エ 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(5) 令和5年度保有個人情報開示等実施状況

ア 請求件数 0件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	0	0	0 (0)	0	0	0

ウ 開示率

$$(開示 + 部分開示) \div (開示 + 部分開示 + 不開示 - 不存在) \times 100 = 0\%$$

4 請負状況の公表について

柏市議会議員が本市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としている。

(1) 公表内容

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 令和5年度請負状況報告

報告件数：0件

5 その他

(1) 視察来局状況

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	件数(件)	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
4月	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	2	22	8	66
6月	0	0	1	10	0	0
7月	0	0	5	45	6	49
8月	0	0	3	30	1	6
9月	0	0	1	11	0	0
10月	0	0	2	19	6	55
11月	0	0	4	34	3	27
12月	1	1	0	0	4	17
1月	0	0	9	85	5	44
2月	1	11	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	2	12
計	2	12	27	256	35	276

(2) 議員報酬

区 分	報酬月額	適用年月日	前報酬月額	適用年月日
議 長	677,600 円	R6. 4. 1	668,000 円	H30. 4. 1
副 議 長	605,600 円	R6. 4. 1	597,000 円	H30. 4. 1
議 員	585,300 円	R6. 4. 1	577,000 円	H30. 4. 1

(3) 政務活動費

区 分	月間交付金額	交付方法	適用年月日
会 派 及 び 議 員	80,000 円	年 2 回	H22. 4. 1
無 所 属 議 員	50,000 円	年 2 回	H22. 4. 1

(4) 議会の刊行物（令和5年度）

区 分	発行回数(回)	制作部数	配付先
会 議 録	4	36 部/回	各会派、図書館、行政資料室 ほか
議 会 報	4	約 100,000 部/回	市内各戸(新聞折込) ほか
市 政 概 要	1	25 部	議員、視察来局者 ほか

(5) 議会関係各室（令和6年9月6日現在）

区 分		面 積 等
7 階	議 場	424 m ² 【設備】 議員席：48 理事者席：32 事務局席：4 傍聴席：78(車椅子用6含む) 記者席：16
6 階	議 員 控 室	[柏 清 風] 92 m ² [市民サイド] 26 m ² [公 明 党] 46 m ² [柏エナジー] 16 m ² [日本共産党] 29 m ² [無 所 属] 23 m ² [みらい民主かしわ] 25 m ²
	正 副 議 長 室	49 m ²
	応 接 室	46 m ²
	議 員 面 談 室	27 m ²
	議 会 事 務 局	94 m ²
5 階	委 員 会 室	[第1委員会室] 73 m ² [第5・6委員会室] 150 m ² [第2・3委員会室] 148 m ² [議会運営委員会室] 49 m ² [第4委員会室] 73 m ²
	議 会 図 書 室	43 m ²
そ の 他		1,213.81 m ²
合 計		2,646.81 m ²